

呉市教育委員会会議録
(令和3年3月26日臨時会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和3年3月26日臨時会

- 1 開催日時 令和3年3月26日(金) 14:30開会
14:52閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 坂田恭一
教育部副部長 山本正美
教育部副部長 高橋伸治
教育部参事補兼教育総務課長 安倍広志
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 安部ほづみ
学校安全課長 棚田隆志
呉高等学校事務長 岩田茂宏
教育総務課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 上野美帆
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第9号 呉市立学校施設長寿命化計画の策定について
 - (4) 報告第9号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

(14:30)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・小谷委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上野課長補佐 (令和3年3月23日定例会について報告)

教議第9号 呉市立学校施設長寿命化計画の策定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第9号「呉市立学校施設長寿命化計画の策定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森 川 課 長 それでは、教議第9号「呉市立学校施設長寿命化計画の策定について」を御説明いたします。

計画面につきますは、別冊にしておりますので、併せて御覧ください。

この呉市立学校施設長寿命化計画は、文部科学省において、令和3年度以降に交付金事業として改築や大規模改修をする場合の要件として、令和2年度までに本計画を策定することが前提条件とされているところでございます。

資料2ページを御覧ください。

1の概要の(1)背景及び目的を御覧ください。別冊では、1ページになります。

本市の学校施設は、第2次ベビーブームによる児童生徒数の増加に対応するため、昭和50年代に建築された建物が多く、大規模改修が必要とされる築25年以上のものは、現在では全体の約8割、10年後では約9割となることから、経年劣化対策が求められており、今後、多額の事業費が必要な状態となっております。

本計画は、厳しい財政状況において、今後も安全・安心な学校施設を維持するとともに、多様化する教育環境へ対応していくため、個々の学校施設についての中長期的な改修の実施計画として策定いたします。

これにより、計画的な保全、長寿命化等による安全・安心を確保しつつ、集約化等の利用需要の変化に対応しながら、より良い教育環境を確保するため、学校施設の量と質を適正化するとともに、財政負担の軽減及び予算の平準化を図ってまいります。

次に、(2)の計画の位置付けを御覧ください。こちらも別冊では、1ページになります。

本計画は、市が策定した「呉市公共施設等総合管理計画」「呉市公共施設に関する個別施設計画」等で示された基本的な方針に基づく、本市の学校施設に係る長寿

命化の実施計画といたします。

今後、国全体で公共施設の維持管理に関するコストが増大し、大きな負担となることが予想されることから、中長期的な維持管理、更新等に係るトータルコストの削減及び予算の平準化を図る方針として、平成25年11月に国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定いたしました。

これを踏まえて、平成28年3月に呉市におきまして、「呉市公共施設等総合管理計画」を策定し、集約化等による施設数の縮減、公共施設等の長寿命化等に関する基本方針を示しました。

この基本方針を達成するため、令和3年3月に呉市におきまして、「呉市公共施設に関する個別施設計画」を策定いたします。

本計画は、これらの基本的な方針に基づく、学校施設に係る長寿命化の実施計画として作成するものでございます。

次に、(3)の計画期間を御覧ください。別冊では、2ページになります。

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間といたします。

次に、(4)の対象施設を御覧ください。こちらも別冊では、2ページになります。

本計画の対象とする施設は、小学校35校、中学校25校、高等学校1校及び学校給食共同調理場2施設の合計63施設、264棟でございます。

なお、プールや倉庫、部室等の小規模な建物は、長寿命化の対象にしておりません。

続きまして、資料3ページの2の学校施設の目指すべき姿を御覧ください。別冊では、9ページと10ページになります。

今後、建物を長寿命化するに当たり、学校施設の目指すべき姿を挙げています。

1の安全性及び快適性の確保といたしまして、学校施設は子どもたちの学びの場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもあるため、子どもたちが障害の有無、性別、国籍等に関わらず、快適に過ごせる教育環境の整備が求められることから、洋式トイレの設置等によるバリアフリー化を進めてまいります。

2の多様な学習形態への対応といたしまして、近年の教育内容・教育方法の変化に応じて、個別最適化された学びを実現するとともに、確かな学力を育成していくため、Society5.0時代に向け、プログラミング教育の必修化等、新たな学習内容に円滑な対応ができるよう、ICTを効果的に活用できる教育環境の整備が求められることから、ICT環境などを整備してまいります。

3の環境との共生といたしまして、LEDなどの効率的な照明の整備、省エネルギーに配慮した環境負荷の少ない施設環境を整備してまいります。

4の長期間有効に使用するための施設整備等といたしまして、常に良好な教育環境を維持し、事故を防止するための日常点検、修繕、定期的な維持管理を実施するため、施設管理者以外の職員にも施設整備等に関する技術継承、人材育成が求められることから、日常的な施設管理の体制づくりを行ってまいります。

5の地域の拠点施設としての配慮といたしまして、義務教育9年間を見通した教育を推進する上で、各中学校区の特色を生かし、地域や高等教育機関の「人・もの・こと」を活用するために学校はこれまで以上に地域と連携した運営が求められます。また、災害時には地域住民の指定避難所になる学校施設は、平常時のみならず災害時においても十分な安全性や機能性を有する施設にすることが求められるこ

とから、市長事務部局と連携して防災備品等の設置をいたします。

続きまして、3の施設整備の基本的な方針の(1)の目標使用年数及び改修周期を御覧ください。別冊では、11ページから14ページになります。

これまでは、建築後50年を目安に改築を実施してまいりましたが、建物の規模、構造、耐震性能等に応じて、その目標使用年数を50、65、80年に設定し、これを目安に改築するものといたします。

また、目標使用年数80年のものは、経年による機能、性能の劣化を予防的に保全するため、建築後20、40、60年を目安に改修することで、子どもたちが安全・安心かつ快適に過ごすことができる教育環境を確保いたします。

次に、(2)の今後の維持・更新コストの見通しを御覧ください。別冊では、15ページと16ページになります。

建築後50年を目安に改築する従来型から、目標使用年数を80年にする長寿命化型に切り替えることで、今後40年間のコストを、総額52億円、1年当たりの平均額1.3億円、3.5%縮減する効果がございます。

続きまして、資料4ページの(3)の改修等の優先順位付けを御覧ください。別冊では、17ページになります。

学校施設の改築、改修等に関する今後の事業の優先順位付けは、学校単位で整備を実施することを原則とし、建築年数の古い建物を棟ごとに整備します。また、建築年数が同じ建物の場合は、屋上、外壁等の経年劣化がより進行している建物から整備いたします。

最後に、4のフォローアップを御覧ください。別冊では、18ページになります。

本計画は、学校施設の改築又は長寿命化改修等の優先順位、改修内容等を設定するものでございます。今後は、個別の年次計画及び事業費を精査していくために、事業の進捗状況、施設の経年劣化状況等を確認しながら、定期的な計画の見直しを実施いたします。

なお、文部科学省としては、耐震化改修を最優先としているため、施設の耐震化が図れないと、その他の国庫補助は実施しないと文書等で示されております。

このことから、呉市立の学校施設で、いまだ耐震化されていない建物の耐震化改修を最優先して実施しなければならないため、実際に長寿命化計画を進める時期は、早くても令和5年度以降となる見通しとなっております。

また、本計画につきましては、今回の教育委員会会議で決定いただいた後、市議会へ資料提供し、市のホームページで公表する予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第9号「呉市立学校施設長寿命化計画の策定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 既存の建物については、使用年数50年を目安に建てられており、それを今後は80年使用できるように、計画的に補修や耐震化をしていくということは分かりました。今後、新築される建物については、80年使用できるような建築上の専門的な技術等があるのでしょうか。

森 川 課 長 80年もたせる方法としまして20年周期で改修を行います。その改修の内容について、20年目には壁や屋根の改修を行い、40年目には全面リニューアルします。その

際には、ライフラインに必要な水道管やガス管も改修します。そういった維持保全により、80年間もたせるようにするものでございます。

船尾委員 40年目で大規模な改修を行い、またそこから20周年周期で改修を行い、建物をもたせるようにするということですね。

森川課長 そのとおりでございます。

教育長 建設時に、建物を80年もたせるような特別な技法があるのかどうか、説明をお願いします。

森川課長 特別な技法はなく、あくまでも維持保全によって80年間もたせるものでございます。

船尾委員 分かりました。新築される建物についても、20年ごとに改修して80年もたせるということですね。

佐々木委員 エレベーターを各学校に配置するといったことは組み込まれているのでしょうか。

森川課長 来年度から、2,000平米以上の建物はバリアフリー化が義務付けられます。したがって、2,000平米未満の建物についてはエレベーターの新設整備が義務付けられております。また、2,000平米未満の建物についても、文部科学省から積極的にバリアフリー化を図るように通達が出されておりますので、それについて積極的に取り組んでまいります。

佐々木委員 分かりました。突発的な事故等で、学校内で松葉杖や車椅子を使用することは起こり得ますので、積極的に取り組んでください。

船尾委員 資料にもあります劣化状況調査票を国の方に提出して、国で査定して補助されるのだと思います。査定によって満額補助されないということもあるのですか。

森川課長 建設の一部を査定されるものではなくて、建物1棟当たりについて査定されるものでございます。1棟の建設費について、例えば総額1億円のうち5,000万円だけ補助するといった査定は行われません。

教育長 今回はあくまでも計画として立て、実際に建築等する場合にはその都度査定し、補助を受けるものでございます。国に対し、呉市としてこういう全体の計画を示すものでございますので、個別の数値というものは変わってくる場合がございます。

船尾委員 分かりました。今回、計画を出したことにより全ての査定が出るわけではなく、その都度申請をしながら補助を受けるということですね。

佐々木委員 資料2ページの対象施設のところにプールを除くとありますが、更衣室等は対象になっていないのですか。

森川課長 単独の構造物を指しており、建物として存在するものを対象施設としております。複合施設については、1棟として数えております。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

- 教 育 長 次に、日程第4の報告第9号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 棚 田 課 長 それでは、報告第9号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を御説明いたします。
資料5ページを御覧ください。
本件は、既に報道されております、呉市立学校で発生した、新型コロナウイルス感染症患者の発生による学校の対応についての御報告です。
1の概要を御覧ください。
倉橋中学校です。
3月23日に生徒1名の陽性が確認されました。3月24日から26日までを臨時休業とし、本日、3月26日に学校施設の消毒を実施しました。
次に、2の学校の対応を御覧ください。
従前に引き続き、学校においては、国の衛生管理マニュアルに基づく感染防止策の継続を徹底しております。
また、誹謗・中傷・差別をしないよう生徒に指導、保護者への呼び掛けをする一方、生徒の心のケア、学習の支援をしていきます。
説明は以上でございます。
- 教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第9号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
- 教 育 長 最初に私からさせていただきます。PCR検査の実施状況について報告してください。
- 棚 田 課 長 3月24日に、31名の接触者に対し検査を実施して、当日中に全員陰性の確認をしております。
- 船 尾 委 員 学校の対応の中に、誹謗・中傷・差別をしないように生徒に指導、保護者に呼び掛けをするとありますが、これまでの学校での感染例で、誹謗・中傷・差別があったという報告はないのですか。
- 棚 田 課 長 そういった報告は受けておりません。
- 佐々木委員 濃厚接触者になった子どもが、嫌なことを言われるから学校に行きたくないと言っていたということを知ったことがあるのですが、そういう情報は入っていないのですか。
- 棚 田 課 長 そういった情報は入っていませんが、そのような場合にはスクールカウンセラーが対応できるようにしております。
また、臨時休業後には、学校から児童生徒に対しアンケートや個人面談を行い状況を把握しております。陽性になったり、濃厚接触者になったりした児童生徒が学校に復帰する際にも状況を確認しております。
- 佐々木委員 分かりました。
- 教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)
- 教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

以上で臨時会を閉会します。
(1 4 : 5 2)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 佐々木 元)

(委 員 小 谷 眞喜子)

(令和3年3月26日臨時会)